

国民健康保険の加入者へ

1 国民健康保険税納税通知書を郵送します



国民健康保険（国保）税は、国保の運営を支える貴重な財源です。国保加入者が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

令和3年度の通知書を7月中旬に郵送します。納付書が同封されていた場合は、納期限までに納付してください。

国保税の税率と限度額（令和2年度と同額）

	医療分	支援分	介護分
所得割	5.8%	2.2%	1.9%
均等割	21,000円	7,600円	9,000円
平等割	15,000円	6,600円	4,900円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円

納税義務者は世帯主

世帯主が国保に未加入の場合も、納税義務者である世帯主宛に送付します。社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税の計算がされています。速やかに国保の離脱手続きを行ってください。

さまざまな納付方法

国保税の納付は口座振替にできます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できます。

国民健康保険税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などの減少が見込まれる場合は、国民健康保険税が軽減されることがあります。

対象＝新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する世帯

（ア）令和3年の事業収入などが、令和2年と比べて

10分の3以上減少する見込みである

- （イ）令和2年の所得の合計額が1,000万円以下
- （ウ）（ア）の所得を除き、令和2年の所得の合計額が400万円以下

※主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が0円またはマイナスの場合は、該当になりません。

申し込み＝申請書と収入申立書を記入し、令和3年中の収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細書など）のコピーを添付して、郵送で医療保険課保険税係（〒376-8501 桐生市役所）へ。

申請用紙などは市ホームページにあります。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎内線274・275）

2 国民健康保険高齢受給者証を郵送します

群馬県国民健康保険高齢受給者証

見本



国保に加入している70歳から74歳までの人には、新しい受給者証を7月中旬に郵送します。8月以降は新しいものをお使いください。

保険医療機関などで受診する際は、高齢受給者証と国民健康保険被保険者証を一緒に提示してください。

なお、今回郵送する受給者証の有効期限は、令和4年7月31日までです。ただし、令和3年8月1日から令和4年7月31日までに75歳を迎える人の期限は、誕生日の前日です。

国保高齢受給者証の負担割合が3割の人で、前年の収入が一定の基準より少ない場合は、申請により2割に変更できます。該当する人には、「基準収入額適用申請書」が同封されていますので、期限までに申請してください。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎内線256）

後期高齢者医療の対象者へ

1 後期高齢者医療保険料額の決定通知書を郵送します

- 普通徴収の人
(保険料が年金から差し引きされない人)
7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。



- 特別徴収の人
(保険料が年金から差し引きされる人)
7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



● 保険料率 (令和2年度と同額)

所得割	8.6%
均等割	43,600円
限度額 (最高額)	640,000円

● 均等割額の軽減

前年度に均等割が特例的に7.75割軽減となっていた人は、今年度は7割軽減になります。

● 納付は便利な口座振替を

希望する人は、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で手続きをしてください。 ↗

また、特別徴収から口座振替(普通徴収)に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課(市役所1階)または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

問い合わせ＝医療保険課保険税係 (☎内線274・275)

2 後期高齢者医療被保険者証を郵送します



75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人には、新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、令和3年度も引き続き住民税非課税世帯となる人には、被保険者証の封筒に新しいものを同封して郵送します。

後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割の人で、前年の収入が一定の基準より少ない場合は、申請により1割に変更できます。該当する人には、「基準収入額適用申請書」が同封されていますので、期限までに申請してください。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係 (☎内線257・272)

介護保険の加入者へ

1 介護保険料通知書を郵送します

対象は、65歳以上の人です。特別徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされる人）には、7月末に「介護保険料決定通知書」を郵送します。

また、普通徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされない人）には、7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

● 普通徴収の納付

普通徴収の納期限は、7月から翌年2月までの計8回です。

納付場所＝健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、指定金融機関※コンビニエンスストアでは取り扱いできません。

● 口座振替をご利用ください

保険料の納付は、口座振替も利用できます。

希望する人は、介護保険料納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入したうえ、通帳と届け出印を持参し、金融機関で手続きをしてください。

● 介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられますので、ご注意ください。保険料の納付が困難なときは、早めにご相談ください。

● 介護保険料の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、65歳以上の人の介護保険料が軽減されることがあります。

対象

同一世帯内の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。

もしくは、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、次の①および②に該当する場合。

- ①令和3年の事業収入などが、令和2年と比べ10分の3以上の減少が見込まれること。
- ②①を除き、令和2年の所得の合計額が400万円以下。

※主たる生計維持者の令和2年合計所得金額が0円の場合には該当になりません。 ↗

必要書類（①・②は市ホームページにもあります）

- ①申請書
- ②収入申告書
- ③令和3年中の収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細など）のコピー

申し込み＝まずは、電話などで必要書類について確認をお願いします。その後、直接または郵送で健康長寿課介護管理給付係（市役所1階、〒376-8501桐生市役所）へ。

問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）

2 65歳以上の低所得者は介護保険料が軽減されます

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、介護保険料を軽減します。

対象＝65歳以上で第1～3段階の所得段階に該当する人（下表参照）

65歳以上の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮して、14の所得段階を設定しています。

問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）

令和3年度 介護保険料一覧（抜粋）

所得段階	年間保険料額 (昨年度保険料)	対象者
1	23,700円 (29,700円)	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ③世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人
2	39,600円 (47,500円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人
3	55,400円 (57,400円)	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人